

『物流を効率化したい』

物資の流通の効率化に関する法律に基づく支援

事業協同組合や任意グループ等が流通業務の効率化を図る際に融資、信用保険法の特例、投資育成株式会社法の特例など様々な支援を受けることができます。

対象となる方

事業協同組合、中小企業主体の任意グループ等

支援内容

1. 融資制度

(1) 高度化融資制度(独立行政法人中小企業基盤整備機構、各都道府県)

組合・任意グループ等が、認定計画に基づき実施する事業に対して、融資割合 80%までの無利子融資を受けることができます。

2. その他の資金調達

(1) 中小企業信用保険法の特例

組合・任意グループ等およびその構成員企業が認定計画に基づき事業を行うために必要な資金の借りに係る信用保証協会による信用保証について、保証限度額の別枠化、保険料率の引き下げ等の優遇措置を受けることができます。

(2) 中小企業投資育成株式会社法の特例

認定計画に基づく事業実施のために増資等を行う組合・任意グループ等の構成員企業については、資本金 3 億円を超える株式会社であっても投資育成株式会社の投資対象に追加されます。

ご利用方法

1. 組合・任意グループ等が基本方針(経済産業大臣、国土交通大臣および農林水産大臣が策定した流通業務総合効率化計画についてのガイドライン)に即して、「総合効率化計画」を作成します。
2. 組合・任意グループ等が作成した「総合効率化計画」を都道府県知事、地方経済産業局長、地方運輸局長、地方農政局長等が認定します。
3. 認定された総合効率化計画(「認定計画」)に基づき組合・任意グループ等が実施する事業に対して、支援を受けることができます。

お問い合わせ先

各都道府県中小企業担当課

URL: https://www.chusho.meti.go.jp/soudan/ken_tantouka.html

各経済産業局 流通・サービス産業課等

URL: <https://www.chusho.meti.go.jp/shogyo/shogyo/contact.html>

独立行政法人中小企業基盤整備機構

電話: 03-3433-8811

中小企業庁 商業課

電話: 03-3501-1511(内線 5361~6)

『中心市街地における新たな重点支援制度を利用したい』 特定民間中心市街地経済活力向上事業

中心市街地への来訪者等の増加による経済活力の向上を目指して行う事業計画を認定し、これに係る支援措置により重点的に支援します。

対象となる方

民間事業者、まちづくり会社、商店街振興組合、商工会議所、NPO 法人 等

支援内容

中心市街地活性化法第 50 条に基づき、中心市街地への来訪者または就業者もしくは小売業の売上高を相当程度増加させるなどの効果が高い民間プロジェクト(特定民間中心市街地経済活力向上事業)を、経済産業大臣が認定する制度です。

認定を受けた事業計画に対し、以下の支援策を講じます。

(1) 金融措置

- ①施設整備者および当該施設に入るテナントに対する低利融資(企業活力強化資金)
- ②市町村が認定された事業者に貸付けを行う際に、独立行政法人中小企業基盤整備機構が当該市町村に貸付けを実施
- ③中小企業信用保険法に基づく債務限度額の拡大

(2) 大店立地法の特例

地元の住民や市町村が立地を望む大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法の立地手続きを簡素化します。(大店立地法の届出の免除等)

ご利用方法

- (1) 支援内容のご利用にあたり、中心市街地活性化法に基づいて、「特定民間中心市街地経済活力向上事業計画」を作成する必要があります。詳細につきましては、中小企業庁商業課および各経済産業局の担当部局にお問い合わせください。
- (2) 「特定民間中心市街地経済活力向上事業計画」の認定の後、個別の支援内容ごとに関係機関の審査や確認が必要となります。

お問い合わせ先

中小企業庁 商業課
電話:03-3501-1511(内線、5361~6)
各経済産業局 流通・サービス産業課 等
URL: <https://www.chusho.meti.go.jp/shogyo/shogyo/contact.html>

『中心市街地の活性化を図る措置を受けたい』 民間中心市街地商業活性化事業

中心市街地の商業の活性化に資する事業計画を認定し、これに係る支援措置により、中心市街地の活性化を図ります。

対象となる方

民間事業者、まちづくり会社、商店街振興組合、商工会議所、NPO 法人 等

支援内容

中心市街地活性化法第 42 条に基づき、空き店舗等の情報を提供し、出店希望者とマッチングを行うシステムや、歩行者通行量を解析し、顧客分析を行うシステムの構築といった小売業の顧客の増加や小売事業者の経営の効率化を支援する事業計画（民間中心市街地商業活性化事業計画）を、経済産業大臣が認定する制度です。認定を受けた事業計画に対して以下の支援策を講じます。

(1) 株式会社日本政策金融公庫による設備資金・運転資金に対する低利融資（企業活力強化資金）が受けられます。（中小企業事業：特別利率②、国民生活事業：特別利率③）

(2) 独立行政法人中小企業基盤整備機構が、中小企業支援策に係る知見を活用して、事業に係る情報提供等の協力を実施します。

(3) 中小企業投資育成株式会社による支援について、資本金が 3 億円を超える中小企業者に対しても行えるよう、支援対象を拡大します。

- ・株式会社の設立に際して発行される株式の引受けおよび保有
- ・増資株式の引受けおよび保有
- ・新株予約権の引受けおよび保有
- ・新株予約権付社債の引受けおよび保有

ご利用方法

(1) 支援内容のご利用にあたり、中心市街地活性化法に基づいて、「民間中心市街地商業活性化事業計画」を作成する必要があります。詳細につきましては、中小企業庁商業課および各経済産業局の担当部局にお問い合わせください。

(2) 「民間中心市街地商業活性化事業計画」の認定の後、個別の支援内容ごとに関係機関の審査や確認が必要となります。

お問い合わせ先

中小企業庁 商業課

電話:03-3501-1511(内線、5361~6)

各経済産業局 流通・サービス産業課 等

URL: <https://www.chusho.meti.go.jp/shogyo/shogyo/contact.html>

『商店街・中心市街地活性化に取り組む組織に対する面的伴走支援』 中心市街地・商店街等診断・サポート事業

中心市街地または商店街を中心とした広がりのあるエリアにおいて実施する事業並びに事業を推進する組織に対して、商店街・中心市街地活性化に関する知見・ノウハウを持つアドバイザーを派遣し、地域経済の自律的な循環や活性化を図る取組を後押しします。

対象となる方

地域課題の解決やエリア価値向上に向けて取組む以下の団体等

- ・ 商店街等組織※、地域支援機関、まちづくり会社
- ・ 中心市街地活性化協議会
- ・ 認定民間中心市街地商業活性化事業者である中小企業者
※商店街振興組合、事業協同組合、商店街等を構成する任意団体等

支援内容

○巡回型支援

アドバイザーが現地を訪問し、地域におけるビジョン策定や推進体制における課題の整理や今後の検討事項について、アドバイザーの知見・ノウハウに基づくアドバイス等を行います。

○パッケージ型支援

複数の専門家で構成するプロジェクトチームによる面的伴走支援を通じて、ビジョン策定や取組事業、事業推進体制の支援を行うことで地域経済の活性化に向かう取組を後押しします。

ご利用方法

- ・ 利用にあたっての詳細は下記 URL をご参照ください。
URL : https://www.smrj.go.jp/supporter/urban_vitalization/index.html

お問い合わせ先

独立行政法人中小企業基盤整備機構 高度化事業部 まちづくり推進室
電話:03-5470-1632

『中心市街地活性化等に対し課題を抱える地域を側面支援』 中小企業アドバイザー(中心市街地活性化)派遣事業

中心市街地において商業活性化の取組を行う場合に、中心市街地活性化に関する知見・ノウハウを持つ専門家からアドバイスを受けることができます。

対象となる方

- ・中心市街地活性化協議会
- ・認定民間中心市街地商業活性化事業者である中小企業者

支援内容

中心市街地の活性化に関して課題を持つ協議会等に対して、中心市街地活性化に関する知見・ノウハウを持つアドバイザーを派遣し、協議会の運営や個別事業(基本計画掲載事業もしくは掲載が見込まれる事業)の計画・実行に対して助言を行います。

※派遣期間が一定期間内であれば、利用者の自己負担はありませんが、一定期間を超えた場合、派遣費用の一部が自己負担となります。

ご利用方法

中小機構まちづくり推進室に申込書を提出してください。
申込書・利用者の手引きについては、下記ウェブサイトをご覧ください。
URL: http://www.smrj.go.jp/supporter/urban_vitalization/index.html

お問い合わせ先

独立行政法人中小企業基盤整備機構 高度化事業部 まちづくり推進室
電話: 03-5470-1632

『中心市街地の中小商業機能強化のための税制支援や低利融資を受けたい』 中心市街地に対する税制支援措置・低利融資制度

中心市街地を活性化させるために意欲的な取組を行う地域は、税制、低利融資などの支援を受けることができます。

対象となる方

【税制支援】中小小売商業高度化事業のために土地を譲渡した者

【低利融資】

中心市街地関連地域で卸売業、小売業、飲食サービス業、サービス業および不動産賃貸業を営む方

※不動産賃貸業は、中心市街地の活性化に関する法律第15条第1項各号に該当する方または第42条第4項に規定する経済産業大臣による認定を受けた方に限ります。

支援内容

【税制支援】

土地を譲渡した際の譲渡所得の特別控除

個人または法人が中心市街地活性化法に規定する中小小売商業高度化事業のために土地を譲渡した場合、当該土地の譲渡所得から1,500万円を特別控除します。

【低利融資】

(1) 貸付機関

株式会社日本政策金融公庫(中小企業事業、国民生活事業)、沖縄振興開発金融公庫

(2) 貸付限度額

- ・中小企業事業:7億2,000万円
- ・国民生活事業:7,200万円(うち運転資金4,800万円)

(3) 資金使途

以下の事項に必要な資金

- ・合理化、共同化等を図るための設備の取得
- ・セルフ・サービス店の取得
- ・集配センターの建設等(中小企業事業のみ)
- ・ショッピングセンターへの入居
- ・販売促進、人材確保(運転資金のみ)
- ・新分野への進出

ご利用方法

【税制支援】

- ・土地の買取をする者が中小小売商業高度化事業計画の認定を受けた法人であること
- ・認定された中小小売商業高度化事業が独立行政法人中小企業基盤整備機構の高度化融資を受けている計画であること等

【低利融資】

- ・株式会社日本政策金融公庫(沖縄においては沖縄振興開発金融公庫)にお問い合わせください。

お問い合わせ先

- 税制支援 中小企業庁 商業課
電話:03-3501-1511(内線 5361~6)
- 低利融資 日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル
電話:0120-154-505
沖縄振興開発金融公庫
電話:098-941-1795

『中心市街地活性化協議会の設立・運営にあたって支援を受けたい』 中心市街地活性化協議会支援センター

これから中心市街地活性化協議会を設立する、またはすでに設立されている中心市街地活性化協議会に対して、まちづくりの活動等に関する電話相談、情報提供、ネットワーク構築支援を行います。

支援内容

- ・中心市街地活性化協議会の設置や運営等について電話・メール等による相談対応
- ・中心市街地活性化協議会の運営や全国各地の商店街における取組、まちづくり事例等を公式ウェブサイトおよびメールマガジンで情報提供 (<https://machi.smrj.go.jp/>)
- ・国等が行うセミナーやシンポジウムの開催情報やまちづくり支援策などの情報提供
- ・中心市街地活性化協議会のネットワーク構築を支援するための交流会・勉強会の開催

等

ご利用方法

中小機構・中心市街地活性化協議会支援センターへお気軽にお問い合わせください。
中心市街地活性化協議会支援センター「まちかつ」サイトをご覧ください。
<https://machi.smrj.go.jp/>

お問い合わせ先

中心市街地活性化協議会支援センター
電話：03-5470-1623
URL：<https://machi.smrj.go.jp/>

独立行政法人中小企業基盤整備機構 高度化事業部 まちづくり推進室
電話：03-5470-1632

『被災した商店街を早期に復旧して、地域の商機能、コミュニティ機能を回復させたい。』
地域商業機能複合化推進事業(被災商店街等再建支援事業)

令和6年能登半島地震により被害を受けた地域に所在する商店街等の復旧のための取組を、県とともに支援します。

対象となる方

商店街等組織(※1)、または商店街等組織と民間事業者(※2)の連携体

※1. 商店街等組織

- ・商店街振興組合、事業協同組合等において組織される法人格を持った商店街等組織
- ・法人化されていない任意の商店街等組織であって、規約等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができる者等

※2. 民間事業者

- ・当該地域のまちづくりや商業活性化の担い手として事業に取り組むことができる者であり、定款等に代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができる者

支援内容

1. 商店街災害復旧事業

令和6年能登半島地震により被害を受けた地域において、商店街等組織が行うアーケードの撤去・改修、共同施設の改修・建て替え、街路灯等の設備の改修等の事業を支援します。

■国庫補助上限額

なし

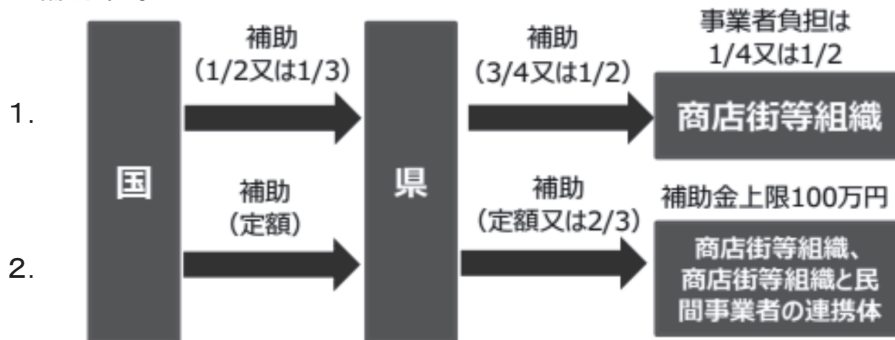
2. 商店街にぎわい創出事業

令和6年能登半島地震により被害を受けた地域において、商店街等組織又は商店街等組織と民間事業者の連携体が行う「にぎわい創出」のためのイベント等の事業を支援します。

■国庫補助上限額

1,000 千円(下限 300 千円)

<補助率等>



※1. は、能登半島地震に伴う災害の発災以降、交付決定前に実施した施設等の復旧事業についても写真や書類等による確認が可能で、適正と認められる場合は、補助金の交付の対象と認められる場合があります。

参照情報

https://www.chusho.meti.go.jp/shogyo/shogyo/2024/240215kino_fukugo.html

応募に当たっては、各県 HP の応募要領・交付申請要領等もご確認ください。

**ご利用方法**

本事業は県を経由した間接補助制度です。応募される場合は、所在地の県庁での申請が必要となります。

お問い合わせ先

中小企業庁 商業課

電話:03-3501-1511(内線 5361~6)

各経済産業局 流通・サービス産業課 等

※上記、参照情報の URL ページの下部に記載。

『ソーシャルビジネス向けの融資をうけたい』 ソーシャルビジネス支援資金

地域や社会が抱える課題の解決に取り組む中小企業・小規模事業者の皆様を対象に、日本政策金融公庫（国民生活事業）が融資を行います。

対象となる方

- (1) 特定非営利活動法人
- (2) (1)以外の方であって、次のいずれかに該当する方
 - ① 社会的課題の解決を目的とする事業を新たに営もうとする方または営んでいる方
 - ② 保育サービス事業、介護サービス事業等を新たに営もうとする方または営んでいる方

支援内容

■貸付限度額

7,200万円（うち運転資金 4,800万円）
※各種貸付制度とは別枠

■貸付利率

基準利率。ただし、次に該当する方は、それぞれの貸付利率。

- ① 以下のいずれかに該当する方は、基準利率－0.65%。
 - イ) 保育サービス事業、介護サービス事業等を新たに営もうとする方または営んでいる方
 - ロ) 過疎地域において社会的課題の解決を目的とする事業を新たに営もうとする方または営んでいる方
 - ハ) 社会的課題の解決を目的とする事業を新規開業しようとする方または新規開業して概ね7年以内の方
- ② 以下のいずれかに該当する方は、基準利率－0.4%。
 - イ) 認定特定非営利活動法人（特例認定特定非営利活動法人を含む。）
 - ロ) 社会的課題の解決を目的とする事業を新たに営もうとする方または営んでいる方（前①のロ又はハに該当しない方）

■貸付期間

設備資金：20年以内（うち据置期間5年以内）
運転資金：10年以内（うち据置期間5年以内）

■保証条件

一定の要件を満たす方は、経営者保証を不要とする融資制度をご利用いただけます。
※特定非営利活動法人の方については、0.1%、その他の方については、原則0.2%の利率が上乗せとなります。

ご利用方法

詳細は、下記お問い合わせ先にご相談ください。

お問い合わせ先

株式会社日本政策金融公庫（日本公庫）
国民生活事業（個人企業・小規模企業向け事業資金）
事業資金相談ダイヤル
電話：0120-154-505
沖縄振興開発金融公庫
電話：098-941-1795

『中小建設企業に対する支援措置を知りたい』 中小建設企業への支援

地域の中で持続的に活動できるよう、経営力の強化等に取り組む地域の建設企業は、人材の確保・育成、融資等の支援を受けることができます。

対象となる方

地域の中で持続的に活動できるよう、経営力の強化等に取り組む地域の建設企業

支援内容

(1) 人材確保・育成に向けた施策の実施

①建設産業人材確保・育成推進協議会と連携した「建設業界ガイドブック」や建設産業総合ホームページ「建設現場へGO！」等において、建設業の人材の確保・育成等に関する情報提供を受けることができます。

②建設事業主等に対する助成金

建設労働者の雇用の改善、技能の向上等をめざす中小建設事業主や中小建設事業主団体等を支援する制度で以下の助成金があります。建設業における若年労働者を確保・育成し、技能継承を図り、建設労働者の安定した雇用と能力の開発・向上を目的としています。

- * トライアル雇用助成金(若年・女性建設労働者トライアルコース)
- * 人材確保等支援助成金(建設キャリアアップシステム等活用促進コース、若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース(建設分野)、作業員宿舎等設置助成コース(建設分野))
- * 人材開発支援助成金(建設労働者認定訓練コース、建設労働者技能実習コース)

③雇用管理研修

建設業の事業所の雇用管理責任者やその補佐を行う立場の方を対象に、労働者の募集、雇入れ、配置、環境整備など、建設労働者の雇用管理にあたり知っておかなければならない知識の習得を目的とした「雇用管理研修」を全国で開催します。

■研修内容

○基礎講習

労働者の雇入れ、配置から退職に至るまでの雇用管理に必要な知識の習得や向上を目的とした研修です。

○コミュニケーションスキル等向上コース

若年労働者の職場環境への適応や技能の習得が円滑に進むよう、熟練労働者が若年労働者と円滑なコミュニケーションを取りながら働くための職場環境づくりのスキル等の習得や向上を目的とした研修です。

■対象

建設業の事業所の雇用管理責任者や雇用管理責任者を補佐する立場の方

※雇用管理責任者とは「建設労働者の雇用の改善等に関する法律」により、建設事業主は労働者の雇入れや配置、技能の向上、職業生活上の環境の整備に関することを管理させるために、建設事業を行う事業所ごとに雇用管理責任者を選任することが義務付けられています。また、事業主は雇用管理責任者に対し、必要な研修を受けさせるなど、これらの管理のための知識の習得・向上を図るように努めなければならないとされています。

■費用(受講料・テキスト代)

無料

④働き方改革推進支援センターの設置による支援

全国 47 都道府県に設置されている「働き方改革推進支援センター」では、中小企業・小規模事業者等の皆さまの働き方改革の取組を支援することを目的として、労務管理等の専門家が無料で、時間外労働の上限規制や同一労働同一賃金、その他働き方改革を広く支援する取組に関する個別相談やコンサルティング等を実施しています。

(2)金融の円滑化**○下請セーフティネット債務保証事業および地域建設業経営強化融資制度**

資金調達の円滑化を図るため、元請建設企業が公共工事等の請負代金債権を担保に、融資事業者(事業協同組合等)から工事の出来高に応じて融資を受けることを可能とする事業です。

本事業では、融資事業者が融資を行うにあたっての金融機関からの借り入れに対して債務保証を付すことで、融資資金の確保と調達金利等の軽減を図っています。

なお、本事業は、令和 8 年 3 月末までの事業となっています。

○下請債権保全支援事業

下請建設企業等の債権保全や資金繰り改善を図るため、下請建設企業等が元請建設企業に対して有する工事請負代金等債権について、ファクタリング会社が保証又は買取を行う際の保証料(買取料)に対する助成等を行うことで、下請建設企業等の負担軽減を図っています。

なお、本事業は、令和 8 年 3 月末までの事業となっています。